

財団法人 岡山県育英会寄附行為

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人岡山県育英会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を岡山県岡山市内山下岡山県教育庁内に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、一般有為の子弟のうち、心身健全、学力優秀な学生生徒で経済的理由により修学困難なものに対し、奨学上必要な業務を行い、もって将来社会に貢献し得る有為な人材を育成することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学資の貸与
- (2) 学生寮の維持経営
- (3) その他の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(資 産)

第5条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) この法人設立当初の寄附にかかる別紙財産目録記載の財産
- (2) 資産から生ずる果実
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 返還金
- (5) 補助金
- (6) 寄附金品
- (7) その他の収入

(基本財産及び運用財産)

第6条 この法人の資産を分けて、基本財産及び運用財産の2種とする。

基本財産は、別紙財産目録のうち、基本財産の部に記載する資産及び将来基本財産に編入される資産で構成する。

運用財産は、基本財産以外の資産とする。

寄附金品であって、寄附者の指定あるものは、その指定に従う。

(資産の管理)

第7条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

基本財産のうち現金は、理事会の議決をもって確実な有価証券を購入するか、又は定期郵便貯金とするか、若しくは信託銀行に信託するか、あるいは定期預金として会長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。
ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決を経、且つ、岡山県教育委員会の承認を受けて、その一部に限り処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の事業遂行に要する費用は、資産から生ずる果実、事業に伴う収入及び返還金運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に、会長が編成し、理事会の議決を経て、岡山県教育委員会に届け出なければならない。事業計画及びこれに伴う収支予算を変更した場合も同様とする。

(事業報告及び収支決算等)

第11条 この法人の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後3ヶ月以内に会長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録として作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けて岡山県教育委員会に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えて報告するものとする。

(予算外義務負担等)

第12条 収支予算で定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経、且つ、岡山県教育委員会の承認を受けなければならない。借入金(その会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く。)についても同様とする。

(会計年度)

第13条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第4章 役員及び職員

(役員)

第14条 この法人には、次の役員を置く。

理事10名以上15名以内(うち会長1名、副会長2名、常務理事1名) 監事2名。

(選任方法)

第15条 理事及び監事は、評議員会でこれを選任する。

理事は、互選により会長、副会長2名及び常務理事を選任する。

理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を岡山県教育委員会に届け出なければならない。

監事に異動があったときは、3週間以内にその旨を岡山県教育委員会に届け出なければならない。

(権限)

第16条 会長は、この法人の事務を総理し、この法人を代表する。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、欠けたとき又は同一の行為について会長個人が相手方となるとき若しくは会長がこの法人と他の法人の双方を代理するときは、会長があらかじめ指名した副会長がその職務を代行する。

常務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会の決議に基き、日常の事務に従事する。

(理事の職務)

第17条 理事は、理事会を組織し、この法人の業務を議決し、執行する。

(監事の職務)

第18条 監事は、民法第59条の職務を行い、理事会及び評議員会に出席し、意見を述べることができる。

(任期)

第19条 この法人の役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

役員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。

役員は、この法人の役員としてふさわしくない行為のあった場合、又は特別の事情のある場合には、その任期中にあっても評議員会及び理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(給与)

第20条 この法人の役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

役員には、費用を支弁することができる。これに関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(顧問)

第21条 この法人には、必要に応じ、顧問若干名を置くことができる。

顧問は、理事会の承認を経て、会長がこれを委嘱する。

顧問は、理事会の諮問に応じるほか、会長に対し意見を述べるすることができる。

(評議員)

第22条 この法人には、評議員25名以上30名以内を置く。

評議員は、理事会でこれを選出し、会長はこれを任命する。

評議員には、第19条及び第20条の規定を準用する。この場合には、同条中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員の職務)

第23条 評議員は、評議員会を組織し、この寄附行為に定める事項のほか、理事会の諮問に応じ、会長に対し、必要と認める事項について助言する。

(職員)

第24条 この法人の事務を処理するため、必要な職員を置く。

職員は、会長が任免する。

職員は、有給とすることができる。

第5章 会 議

(会議の招集等)

第25条 理事会は、毎年2回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めた場合、又は理事現在数の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求のあったときは、臨時理事会を招集しなければならない。

理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって通知しなければならない。

理事会の議長は、会長とする。

(定足数及び表決)

第26条 理事会は、理事現在数の3分の2以上出席しなければ議事を開き、議決することがで

きない。ただし、当該議事につき書面をもって、あらかじめ、意思を表示した者は、出席者とみなす。

理事会の議事は、この寄附行為に別段の定がある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事の現在員数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名が、署名押印しなければならない。

(評議員会及びその定足数)

第28条 次に掲げる事項については、理事会においてあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- (1) 収支予算及び収支決算についての事項
- (2) 不動産の買入れ、又は基本財産の処分若しくは基本財産の担保提供についての事項
- (3) その他この法人の業務に関する重要事項で会長において必要と認めた事項

第25条、第26条及び第27条の規定は、評議員会にこれを準用する。この場合において、同条中「理事会」及び「理事」とあるのは、「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

第6章 寄附行為の変更並びに解散その他

(寄附行為の変更)

第29条 この寄附行為は、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決を経、且つ、岡山県教育委員会の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第30条 この法人の解散は、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、且つ、岡山県教育委員会の許可を受けなければならない。

第31条 この法人の解散に伴う残余財産は、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、且つ、岡山県教育委員会の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益事業に寄附するものとする。

(書類及び帳簿の備付け等)

第32条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員、評議員及びその他の職員の名簿及び履歴書
- (3) 財産目録
- (4) 資産台帳及び負債台帳
- (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 理事会及び評議員会の議事に関する書類

(7) 官公署往復書類

(8) その他必要な書類及び帳簿

第 1 号から第 4 号及び第 6 号の書類は永年、第 5 号の帳簿及び書類は 1 0 年以上、第 7 号、第 8 号の書類及び帳簿は 1 年以上保存しなければならない。

第 7 章 補 則

(実施の細目)

第 33 条 この寄附行為施行についての細則は、理事会の議決を経て、別に定める。ただし、奨学規程及び学生寮の管理運営に関する規程を制定し、または変更しようとするときは、岡山県教育委員会の承認を受けなければならない。

附 則

この寄附行為は、岡山県教育委員会の認可のあった日（平成 1 5 年 8 月 2 7 日）から施行する。

この寄附行為の変更の日において現に選任されている役員及び評議員の任期は、それぞれ 2 年（平成 1 7 年 7 月 2 2 日まで、平成 1 7 年 7 月 2 5 日まで）とする。